

# 都市計画の案の理由書

## 1 種類・名称

東京都市計画道路 幹線街路補助線街路第 141 号線

## 2 理由

幹線街路補助線街路第 141 号線（以下「補助第 141 号線」という）は、葛飾区立石一丁目を起点とし、江戸川区西小岩二丁目に至る延長約 3.5 キロメートルの路線である。

補助第 141 号線のうち、江戸川区西小岩二丁目に位置する交差点（以下「当該交差点」という）については、当該交差点付近の単路部は既に整備が完了しているが、当該交差点の隅切りについては一部未整備となっている。

当該交差点の隅切りについて、「道路構造令の解説と運用」を参考にしながら、隅切りの計画の要否を検証した。その結果、現道の隅切りが必要な隅切り長を満たしていることが確認されたため、現道へあわせる計画の変更（隅切りの縮小）を行う。

このため、補助第 141 号線のうち、当該交差点における隅切りの一部区域を変更する。